①提案主体の 氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場 所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的 社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容 (必須)	8 「⑦」の規制等の根拠法 令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容 (必須)
キュービー ネット株式会 社	同一店舗で理容師と美容師が勤 務できない岩盤 規制を撤廃す る。	全国	勤務ができない規制があります。このような規制は、 利用者の意識及び利用状況と乖離したもので、欧 米、アジア諸国を見渡しても存在しません。理容師、	理容師、美容師の混在勤務ができるようになれば、 家族が同一店舗で理容と美容のサービスを受けることができるなど多様なサービスが広がり利用者の利 便性が向上します。また、理容、美容の資格によります。	理髪の施設と美容の施設 とはそれぞれ別個に設けな ければならない。よって理容 師と美容師の同一店舗での 勤務は出来ない。	理容師法の運用に関する件 昭和23年12月8日(衛発第 382号)厚生省公衆衛生局長 通達	理容師、美容師どちらか一 方の資格があれば同一店舗 での混在勤務を認めていた だきたい。
キュービー ネット株式会 社	理美容店での外 国人スタイリスト の受け入れ	東京都渋谷区	術指導員を派遣していますが、国内研修店舗への外	外国人スタイリストにきめ細かい日本のサービスと 技術を取得させることは、理美容業をよりグローバル に展開させることになり、また、少子化により年々深 刻化している理美容師不足問題の解消に繋がる。	・理容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を 受けて理容師になることがで きる。	•理容師法 第二条	当社の店舗及び研修施設 が立地する東京都渋谷区に おいて外国人スタイリストの 受け入れを認める。
	理美容店での外 国人スタイリスト の受け入れ	東京都渋谷区	サービス業のグローバル化のなか、弊社も海外店舗が100店舗を越えました。現在のところ日本から技術指導員を派遣していますが、国内研修店舗への外国人スタイリストの受け入れを認めていただきたい。	外国人スタイリストにきめ細かい日本のサービスと 技術を取得させることは、理美容業をよりグローバル に展開させることになり、また、少子化により年々深 刻化している理美容師不足問題の解消に繋がる。	美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を 受けて美容師になることがで きる。	•美容師法 第三条	当社の店舗及び研修施設 が立地する東京都渋谷区に おいて外国人スタイリストの 受け入れを認める。